

# 盛岡北部行政事務組合特定事業主行動計画

平成 30 年 4 月

盛岡北部行政事務組合

女性活躍促進法に基づく盛岡北部行政事務組合特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下、「法」という。）第 15 条に基づき管理者が策定する計画です。

## 1 計画期間

この計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とします。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

この計画を推進し目標を達成するため、総務班が中心となって、課題の検討や本計画の見直し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

### (1) 休暇・休業の取得促進

- ① 平成 32 年度までに、男性職員の出産支援休暇の取得割合を 100%とします。  
(平成 29 年度実績 100%)
- ② 男性職員の育児休業、育児参加休暇の取得を促進します。
- ③ 平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得割合を、40%以上にします。  
(平成 29 年度実績 37%)
- ④ 平成 32 年度までに、職員の夏季休暇の取得割合を 100%にします。  
(平成 29 年度実績 97%)

### (2) 時間外勤務時間の削減

平成 32 年度までに、平均時間外勤務時間を、月 4 時間以下にします。  
(平成 29 年度実績 月 4.2 時間)

### (3) 女性職員の採用

募集を含め、職員を採用する際には男女問わず行います。  
(女性の正職員数（派遣職員を除く） 0 人)

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、平成30年度より、次に掲げる取組を実施します。

(1) 休暇・休業の取得促進

- ① 年次休暇及び夏季休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。
- ② 休暇・休業の制度等について周知を図るとともに、職員の意識改革を行い、休暇・休業を取得しやすい職場環境を整えます。

(2) 時間外勤務時間の削減

- ① 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図ります。
- ② 事務局長が各職員に早期退庁を勧奨するとともに、定時退庁日の設定を検討します。

(3) 女性職員の採用

当組合の業務内容をホームページ上で紹介し業務の魅力ややりがいなどの周知に努め、女性の募集人数を高め、職員の採用にあたっては男女問わず行います。